

別紙 7

畜産・酪農生産力強化対策事業

第1 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとし、補助対象経費及び補助率並びに事業の細目については、別添1-1から別添1-4まで及び別表1から別表3までのとおりとする。

1 酪農経営改善対策事業（別添1-1）

酪農経営における後継牛確保等のため、性判別精液の利用、性判別精液生産機器の導入の推進等に必要な費用の一部について補助する。

2 繁殖性等向上対策事業（別添1-2）

新たな畜産技術の活用により肉用牛経営及び酪農経営における繁殖性の向上等を図るため、血液検査等による子牛の損耗防止等に係る畜産技術者の養成、地域における新技術の活用に必要な費用の一部について補助する。

3 養豚競争力強化対策事業（別添1-3）

種豚生産経営等における種豚の能力向上を図るため、飼料利用性や肉質を測定するための機器、凍結精液の製造等に必要な機器の導入等に必要な費用の一部について補助する。

4 家畜生産性向上対策事業（別添1-4）

家畜の改良増殖目標の達成等のため、家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等に必要な費用の一部について補助する。

第2 事業実施主体

1 本事業のうち第1の1から3までの事業実施主体は、要綱第4の5に規定する公募選定団体とする。

2 本事業のうち第1の4の事業実施主体は、要綱第4の4に規定する基金管理団体とする。

第3 取組主体等

1 第1の1から3までの事業における取組主体は、畜産クラスター協議会の構成員若しくは畜産クラスター協議会の構成員から成る団体であって、（1）のアからカまでのいずれかに該当し、（2）から（5）までの基準を満たすもの又は（6）の団体とする。

（1）取組主体の対象者

ア 事業協同組合

イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

ウ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において畜産の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

エ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての

規約の定めがある団体に限る。)

オ 株式会社又は持株会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当するものは除く。

（ア）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。

（イ）その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（エに該当するものを除く。）の所有に属しているもの。

カ 3戸以上の農業を営む個人又は2以上のアからオまでに規定する団体が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすもの

（ア）組織及び運営についての規約を定めていること。

（イ）事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

（2）畜産クラスター計画（（6）の団体にあつては、（6）のウの目標。以下同じ。）の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。

（3）地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図り又は図る見込みであること。

（4）将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき取組を行う畜産を営む構成員（（6）の団体にあつては、（6）のウの目標に基づき取組を行う畜産経営を営む構成員。）に対し、技術指導等を継続して行っていること。

（5）畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものとして位置付けられていること。

（6）本事業に取り組む意思のある以下の要件を満たす3戸以上の農業者から構成される任意団体であって、本事業の趣旨を達成するために必要があると都道府県が特に認めるもの。

ア 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員であること。

イ 当該集団の規約が次の全ての事項を満たしていること。

（ア）目的において、畜産経営の生産性向上に資する旨が盛り込まれていること。

（イ）代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。

（ウ）意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

（エ）共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

（オ）収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

ウ 本事業の目的を達成するため、畜産クラスター計画に準じた目標を定めていること。

2 第1の1の事業のうち、別添1-1の1の（2）の技術普及を行う団体（以下「技

術普及主体」という。)は、酪農経営に資する新たな技術の普及を行う以下の要件を満たすものとする。

- (1) 1の(1)のアからカまでのいずれかに該当する者であること。
- (2) 技術普及を的確かつ広範に遂行するに足る組織、人員、能力等を有していること。

第4 目標年度及び成果目標

要綱第7の2の農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)が別に定めるこの事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は次のとおりとする。

1 目標年度

目標年度は、乳用牛の性判別精液を用いる取組にあつては事業実施年度、それ以外の牛に係る取組にあつては事業実施年度の翌年度、豚に係る取組にあつては事業実施年度の3年後として設定するものとする。

2 成果目標

成果目標は、乳用種後継牛の確保、肉用牛の繁殖性の向上、分娩事故率や子豚離乳頭数等に係る定量的な指標を設定するものとする。

3 取組主体等の成果目標

取組主体及び技術普及主体は、それぞれ第5の1の(9)又は(10)に基づき作成する取組計画又は技術普及計画において、次の表の取組の区分に応じ、同表の成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定するものとする。

取組の区分	成果目標
乳用牛の性判別精液を用いる取組	利用本数のおおむね10%の増加又は配布本数のおおむね10%の増加
上記以外の牛に係る取組	分娩間隔の1%以上の短縮
豚に係る取組	純粋種豚等の一腹当たりの育成頭数又は1日当たり平均増体量を3%以上向上

第5 事業実施手続

1 事業実施計画等

- (1) 第1の1から3までの事業実施主体は、事業の種類ごとに事業実施計画(別記様式第1号)及び下表の別添様式を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

事業の種類	別添様式

1	酪農経営改善対策事業	
	(1) 酪農の計画的な経営改善 (2) 性判別精液生産機器等の導入	別記様式第1号-1
2	繁殖性等向上対策事業	
	(1) 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上	
	牛群管理情報を利活用するための体制整備	別記様式第1号-2
	(2) 飼養管理技術の高度化	
	ア 技術力向上のための研修	別記様式第1号-3
	イ 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援	別記様式第1号-4
3	養豚競争力強化対策事業	別記様式第1号-5

- (2) 基金管理団体は、(1)により提出のあった事業実施計画について取りまとめ、畜産局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 本事業については、事業実施計画が承認された月の初日から行われる取組について補助の対象とする。
- (4) 基金管理団体は、(2)の承認を受けた場合は、その旨を事業実施主体に通知するものとする。
- (5) 基金管理団体は、第1の4の事業について別記様式第1号-6の様式により事業実施計画を作成し、畜産局長の承認を受けるものとする。
- (6) 事業実施主体及び基金管理団体は、(2)及び(5)で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、(1)から(5)までに準じて変更の承認を受けるものとする。
- ア 事業内容の追加、中止又は廃止
 - イ 事業実施主体における事業費の30%を超える増減又は補助金の増若しくは30%を超える減
 - ウ 事業実施主体の変更

- (7) 第1の1から3までの事業（別添1－2の（2）のアの事業を除く。）の事業実施主体は、実施する事業の趣旨・内容・仕組み、取組主体等の選定及び取組計画に関する事項、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続、実施状況の報告、事業の評価その他の必要な事項を定めた事業実施要領を作成し、（1）の事業実施計画書と併せて、基金管理団体へ提出するものとする。
- (8) 基金管理団体は、（7）により提出のあった事業実施要領について取りまとめ、（2）の事業実施計画と併せて畜産局長へ提出し、その承認を受けるものとする。基金管理団体は、これらの承認を受けた場合には、その旨を事業実施主体に通知するものとする。
- また、事業実施要領の変更についても同様とする。
- (9) 取組主体は、（7）で事業実施主体が別に定める事業実施要領に基づき、取組計画を作成し、事業実施主体に提出してその承認を得るものとする。
- (10) 技術普及主体は、第1の1の事業について別添1－1の1の（2）に関する技術普及計画を作成し、事業実施主体に提出してその承認を得るものとする。
- (11) 取組主体及び技術普及主体は、その取組計画及び技術普及計画を変更しようとするときは、（9）及び（10）に準じて行うものとする。

2 事業の委託

基金管理団体は、本事業の一部を、他の団体に委託して行うことができるものとする。この場合、基金管理団体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、畜産局長に報告するものとする。

第6 補助対象経費等

- 1 基金管理団体は、本事業に必要な別表1から別表3までの経費について、基金の範囲内で第1の1から3までの事業にあつては事業実施団体に補助するものとし、第1の4の事業にあつては基金管理団体が行う事業として支出するものとする。
- 2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1から別表3までの費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。
- 3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

 - (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
 - (2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第7 事業成果の報告

- 1 取組主体は、事業実施年度の翌年度の5月末までに別記様式第2号の事業成果報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1で報告された事業実施状況を取りまとめ、別記様式第3号の事

業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに畜産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。なお、取組主体がない場合も同様に事業成果報告書を作成し、報告するものとする。

- 3 事業実施主体は、事業が完了したときは、別記様式第4号により事業の実績報告書を作成し、基金管理団体を経由して畜産局長（事業実施主体が基金管理団体である場合にあっては畜産局長）に報告するものとする。

第8 事業の評価等

- 1 第1の1から3までの事業実施主体は、自ら事業の評価を行い、第4の1の目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第5号の事業効果評価書を作成し、畜産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。
- 2 第1の4の事業実施主体は、自ら事業の評価を行い、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第6号の評価報告書を作成し、畜産局長に報告するものとする。
- 3 1及び2により報告を受けた畜産局長は、事業の成果状況の報告内容について、点検評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第9 管理運営

1 管理運営

事業実施主体及び取組主体等は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

機器等の管理は、別添1-2の1の(2)のイ、別添1-3の事業を実施する場合は取組主体が行うものとし、取組主体が機器等の管理運営を直接行い難しい場合には、構成員に管理運営をさせることができるものとする。

3 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な機器等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、機器等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

酪農経営改善対策事業の事業細目

別紙 7 の第 1 の 1 の酪農経営改善対策事業の事業細目については、以下のとおりとする。

1 事業の内容等

事業実施主体は、次の取組に対する助成を行うものとする。

(1) 酪農の計画的な経営改善

ア 後継牛生産に向けた交配計画の策定

取組主体が行う、構成員における後継牛の確保の計画的な取組のための交配計画を策定する取組

イ 後継牛確保対策

(ア) 性判別精液の利用推進

交配計画に基づき取組主体が行う、構成員による後継牛の確保のために必要となる乳用牛の性判別精液及び高受胎率性判別精液を利用する取組

(イ) 性判別受精卵の利用推進

交配計画に基づき取組主体が行う、構成員による後継牛の確保のために必要となる乳用牛の性判別受精卵を利用する取組

ウ 後継牛生産のための採卵に対する支援

取組主体自ら又は構成員が行う性判別受精卵を生産するために必要となる採卵に対する取組

(2) 性判別精液生産機器等の導入

技術普及主体が事業を実施する際に策定する技術普及計画に基づき技術普及主体が行う、性判別精液生産機器及びその付帯機器を整備する取組

(3) 事業推進

事業実施主体と取組主体が行う、1の(1)及び(2)の取組を円滑に推進するための取組

2 事業の要件

(1) 1の(1)の取組の実施においては、畜産クラスター計画(別紙7の第3の(6)の団体にあっては、これに準じた目標)の達成に資するものであること。

(2) 1の(1)のアの交配計画は、次の内容のものとする。

ア 取組主体における構成員の乳用牛の交配に係る取組を取りまとめたものであり、構成員が飼養する交配予定の乳用牛であること。

イ 性判別精液や性判別受精卵を活用した、効率的な後継牛の確保に取り組むものであること。

(3) 1の(1)のイの取組において交配対象となる乳用牛の要件は、以下のとおりとする。

- ア 構成員が所有する又は搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛であること。
- イ 1の(1)のイの(ア)の取組において性判別精液の授精対象となる乳用牛は、構成員の経営内で上位2分の1に入る能力を有していると判断されるものであること。
- (4) 1の(1)のイの(ア)の取組の対象となる性判別精液の要件は、ホルスタイン種については、国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている種雄牛から採取されたこと及び次のいずれかに該当することとする。
- ア 独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）が公表した乳用種雄牛評価成績に記載した種雄牛であって、総合指数上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあること。
- イ 海外で飼養されている種雄牛を用いる場合は、改良センターが公表した国際評価成績を有するものであって、総合指数上位40位以内に相当する遺伝的能力を有したことがあること。
- (5) 1の(1)のイの(ア)の取組の対象となる高受胎率性判別精液の要件は、2の(4)の要件を満たすこと、授精用ストローへの充填が2層になっていること及びX染色体を持つ精子の割合が9割以上であることとする。
- (6) 1の(1)のイの(イ)又はウの取組の対象となる性判別受精卵の要件は、ホルスタイン種については、国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている又は登録されることが確実であると認められる乳用雌牛から採卵されたもので、次のアからウまでの要件のいずれかを満たすものとし、かつ、受精卵を生産する際に交配する種雄牛は、国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている乳用雄牛であり、エ又はオの要件のいずれかを満たすものであることとする。
- ア 一般社団法人家畜改良事業団が検定農家に通知した牛群改良情報のうち個体情報及び参考情報（以下「牛群改良情報」という。）に総合指数又は泌乳成績を有する乳用雌牛から採卵されたものであること。
- イ ペアレンツアベレージ（PA）による総合指数又は泌乳成績が推定できる乳用雌牛から採卵されたものであること。
- ウ 海外においてア又はイと同等の能力を有すると認められる能力評価を有している乳用雌牛から採卵されたものであること。
- エ 改良センターが公表した乳用種雄牛評価成績に記載された種雄牛であって、総合指数上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあるものであること。
- オ 海外で飼養されている種雄牛を用いる場合は成績を有する種雄牛であって、総合指数上位40位以内に相当する遺伝的能力を有したことがあるものであること。
- (7) 1の(2)で整備する機器は、性判別精液を生産する時に必要な機器及び凍結精液を生産する時に必要な精液分注器等とする。
- (8) 1の(2)の技術普及計画は、事業実施年度における性判別精液や受精卵の活用等に関する技術の概要、普及手法等を記載したものであること。

3 その他

- (1) 取組主体は、交配計画の策定に当たり、都道府県知事と協議を行うものとする。

別添1－2

繁殖性等向上対策事業の事業細目

別紙7の第1の2の繁殖性等向上対策事業の事業細目は、次のとおりとする。

1 事業の内容等

事業実施主体は、以下の取組に対する助成を行うものとする。

(1) 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上

牛群管理情報を利活用するための体制整備

事業実施主体が行う、牛群管理情報の利活用を推進するための検討会や情報交換会、新技術を活用した牛群管理の実態調査の取組

(2) 飼養管理技術の高度化

ア 技術力向上のための研修

事業実施主体が、繁殖性の向上、子牛の損耗防止等に関する高度な技術を活用して地域の課題を解決できる畜産技術者を養成するため、地域のニーズに即して行う実践的な研修の実施。

イ 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援

(ア) 畜産技術の実証・普及

取組主体が、地域の課題を解決できる技術を用いて行う畜産技術の実証・普及の取組。

(イ) 繁殖性の向上

取組主体が、繁殖雌牛等に対する血液検査によりその健康状態を把握し、飼料の栄養バランスを調整すること等により受胎率向上を図る取組や、早期の妊娠診断等を行うための機械及び装置等を導入し、空胎期間の短縮等を図る取組。

(ウ) 子牛の損耗低減対策

取組主体が、子牛、育成牛等に対する血液検査によりその健康状態を把握し、飼料の栄養バランスを調整すること等により損耗率の低減を図る取組や、個別管理に必要な簡易牛舎や哺乳ロボットを導入し、病気の蔓延等を抑え、損耗率の低減を図る取組。

(エ) 肥育用雌牛等を用いた増頭対策

取組主体が、肥育用雌牛等に対して受精卵移植技術を利用し、当該雌牛等から和子牛を生産させるための取組。

(オ) 事業推進

事業実施主体が(ア)から(エ)までの取組を円滑に推進するための取組。

2 事業の要件

(1) 対象となる品種は、次の要件を満たすものとする。

ア 1の(1)の取組の対象は、繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、

日本短角種、無角和種その他肉専用種（乳用種との交雑種は含まない。）の雌牛とする。

イ 1の（2）の取組の対象は、アの品種及び乳用種の雌牛とする。

（2） 1の（2）のイの取組については、1の（2）のアによって養成された技術者又はそれに相当する技術を有する畜産技術者による指導の下で実施するものとする。

（3） 1の（2）のイで整備した機械及び装置等は、取組主体の構成員に貸し付けることができる。この場合においては、以下の要件を満たすものとする。

ア 一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に構成員に譲渡することを予定しているものであること。

イ 取組主体は、貸付けに際して、賃貸借期間、賃料、賃料支払の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。

ウ 賃料額は、原則として「（取組主体負担（事業費－補助金）／当該機器の耐用年数）＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

（4） 1の（2）のイの（エ）の取組については、次の要件を満たすものとする。

ア 対象となる和牛受精卵は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種又は無角和種の受精卵とする。ただし、黒毛和種については、受精卵を生産するために交配する種雄牛は、別添2の基準を満たすものとする。また、受胎牛となる肥育用雌牛等は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種及び交雑種（肉専用種と乳用種の交雑種、和牛間交雑種をいう。）とする。

イ 取組主体は、和牛遺伝資源の適正な流通管理を図る観点から、構成員である本事業の受益者のうち、和牛精液・受精卵を生産・流通・保管をする家畜人工授精所及び和牛精液・受精卵を利用する畜産経営者から別添3の点検シートの提出を受け、事業実施主体に提出するものとする。

ウ 事業実施主体者はイの点検シートを確認し、内容に課題等があり、それが解決されない場合は、当該受益者を補助対象から除外するものとする。

養豚競争力強化対策事業の事業細目

別紙7の第1の3の養豚競争力強化対策事業の事業細目は、次のとおりとする。

1 事業の内容等

事業実施主体は、取組主体が実施する次の取組に対する助成を行うものとする。ただし、事業実施主体が自ら取組を行うこともできるものとする。

(1) 飼料利用性の測定機器の導入

純粋種豚の改良に必要となる飼料利用性の測定機器を導入する取組

(2) 肉質の測定機器の導入

純粋種豚の改良に必要となる肉質の測定機器を導入する取組

(3) 飼養衛生管理高度化機器の導入

ア 子豚の事故率の低減

純粋種豚の子豚における事故率の低減のため、より高度な飼養管理に必要な機器を導入する取組

イ 衛生管理の高度化

衛生的な種豚畜舎を維持し、伝染性疾病のまん延防止に必要な機器を導入する取組

(4) 凍結精液の製造等に必要な機器の導入

広域的な活用を通じた種豚の能力向上や特徴ある豚肉生産のための凍結精液の製造等に必要な機器を導入する取組

(5) 事業推進

事業実施主体が(1)から(4)までの取組を円滑に推進するための取組

2 事業の要件

事業実施主体は、次の要件を満たす場合に限り、1の事業において導入した機器を取組主体又はその構成員に貸し付けることができるものとする。

(1) 1の(1)、(2)及び(3)のアの取組については、以下の要件を満たすこと。

ア 種豚生産者が管理する農場で使用する機器であること。

イ 種豚生産者が所有する純粋種豚の改良に資すること又は飼養管理の向上が確実に見込まれること。

(2) 1の(1)で整備する機器は、種豚生産者が管理する純粋種豚の飼料利用性を測定するための機器であること。

(3) 1の(2)で整備する機器は、種豚生産者が管理する純粋種豚の肉質を測定するための機器であること。

(4) 1の(3)のアで整備する機器は、純粋種豚の子豚における事故率を低減するため、現状より高度な飼養管理に取り組むために必要となる機器であること。

(5) 1の(3)のイの取組については、以下の要件を満たすこと。

- ア 種豚飼養者が管理する農場で使用する機器であること。
 - イ 種豚飼養者が所有する豚の衛生管理の向上が確実に見込まれること。
 - ウ 整備する機器は、種豚間での伝染性疾病のまん延を防止するため、現状より高度な衛生管理に取り組むために必要となる機器であること。
- (6) 1の(4)の取組については、以下の要件を満たすこと。
- ア 種豚生産者又は純粋種豚の精液を用いて肥育豚生産を行う者が管理する農場で使用する機器等であること。
 - イ 事業実施主体又は取組主体の構成員の所有する種豚の能力向上または特徴ある豚肉生産に資すること。
 - ウ 整備する機器は人工授精の効率的な実施に資する機器であること。
- (7) 1で支援の対象となっている機器等の貸付けに当たっては、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体又は取組主体から構成員に貸し付けること又は一定期間（原則として機器は7年）貸し付けた後に構成員に無償譲渡することを予定しているものであること。
 - イ 事業実施主体又は取組主体は、本事業で導入した機器等を構成員に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止、当該機器等を利用して得られた成績の事業実施主体への提出等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。
 - ウ 事業実施主体又は取組主体が賃貸借料を徴収する場合は、その年間徴収額は、原則として「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該機器等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

家畜生産性向上対策事業の事業細目

別紙7の第1の4の家畜生産性向上対策事業の事業細目は、次のとおりとする。

1 事業の内容等

事業実施主体は、次の取組を行うものとする。

(1) 家畜の生産性に係るデータの収集

事業実施主体が行う、1の(2)の取組に必要な家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるために必要な生産性に係るデータを収集する取組

(2) 家畜の生産性の向上のためのデータ分析、技術指導

事業実施主体が行う、家畜の遺伝的能力最大限に発揮させ、生産性を向上させるために必要なデータ分析、技術指導の取組

(3) 現地講習会の実施

事業実施主体が行う、家畜の生産性の向上を図るための現地講習会の開催の取組

2 事業の要件

(1) 家畜の生産性に係るデータの収集

1の(1)の取組については、次の要件を満たすものとする。

ア 1の(2)の取組と一体的に実施する計画であること。

イ 1の(1)の取組に係る計画は、事業実施年度に収集するデータの目的、種類、収集方法等を記載したものであること。

ウ データ収集については、畜産クラウドを活用し、効率的に実施するものとする。

(2) 家畜の生産性の向上のためのデータ分析、技術指導

1の(2)の取組については、次の要件を満たすものとする。

ア データの分析と技術指導を一体的に実施する計画であること。

イ 1の(2)の取組に係る計画は、事業実施年度に分析するデータの目的、種類等を記載したものであること。

ウ データ分析、技術指導については、畜産クラウドを活用し、効率的に実施するものとする。

(3) 現地講習会の実施

1の(3)の取組については、次の要件を満たすものとする。

ア 1の(3)の取組に係る計画は、事業実施年度に行う現地講習会の概要、目的とする生産性に関する指標、講習技術等を記載したものであること。

イ アンケート等による効果測定を行うこと。

別添2

和牛受精卵（交配種雄牛）に係る要件について

本事業の対象となる黒毛和種受精卵の交配種雄牛（父牛）については、次の1又は2の要件を満たすものとする。

1 育種価

交配種雄牛の産肉形質のうち、脂肪交雑の育種価並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の育種価が、次の①から⑤までのいずれかにおいて上位2分の1以上であること。

- ① 当該交配種雄牛を登記又は登録した都道府県
- ② 当該交配種雄牛を飼養する都道府県等
- ③ 受精卵を生産した都道府県
- ④ 受精卵を利用する都道府県
- ⑤ その他、広域的な遺伝的能力評価に基づくもの

2 検定成績

（公社）全国和牛登録協会の種雄牛産肉能力検定成績（間接法又は現場後代検定法）において、（公社）日本食肉格付協会が枝肉取引規格に基づいて実施した格付における肉質等級が5等級である割合が5割を越えていること。

和牛精液・受精卵の適正管理に関する点検シート

【点検シート】

- ① 各項目について、過去一年間の実行状況を確認の上、点検してください。
- ② 点検は、自己経営全体の状況について行ってください。
- ③ 点検は、事業者自ら行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付してください。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目は、チェック欄に印は付さず、下欄にその理由や改善の予定などを記入してください。
- ⑤ 作成した点検シートは、次回点検まで保存してください。

チェック欄

1	家畜改良増殖法等の関連法の遵守 家畜人工授精や受精卵移植に関する業務について、①精液や受精卵（精液等）を他者に販売するために保管している場合は家畜人工授精所の開設許可を得ていること、②家畜人工授精や受精卵移植の実施者は獣医師又は家畜人工授精師であることなど、家畜改良増殖法等の関連法を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
----------	---	--------------------------

2	正規に管理された精液や受精卵の利用の徹底 使用する精液等は、家畜人工授精所で管理されたものであり、封入した容器（ストロー）の記載事項（採精年月日等）と添付される精液等の証明書（ラベル）の内容が一致するとともに、譲渡・経由等の必要事項が記入された適正なものであること。	<input type="checkbox"/>
----------	---	--------------------------

3	家畜人工授精業務等の適正実施に向けた取組 家畜人工授精や受精卵移植を実施した際は、取違等がないか確認するとともに、家畜人工授精師等が発行する授精証明書の内容がストローやラベルの内容と齟齬がないか確認すること。また、使用したストローやラベルは、家畜人工授精簿と速やかに照合できるように管理されていること。	<input type="checkbox"/>
----------	---	--------------------------

4	和牛遺伝資源の譲渡契約の締結 精液等の取引をする際には、不正利用等を禁止する契約を締結するとともに、当該契約内容を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
----------	--	--------------------------

5	和牛遺伝資源に関する新たな知見、意識の向上 家畜人工授精、受精卵移植等に関する新たな知見や和牛遺伝資源の保護に向けた意識の向上に資する情報の収集、知識の取得等に努めること。	<input type="checkbox"/>
----------	--	--------------------------

6	国の調査等への協力 国や都道府県、関係団体等が行う和牛遺伝資源の適正管理のための各種調査に協力するとともに、通知等を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
----------	---	--------------------------

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など】

点検日：

点検者：

別表 1 (第 1 関係)

補助対象経費	補助率
<p>1 酪農経営改善対策事業</p> <p>(1) 酪農の計画的な経営改善</p> <p>ア 後継牛生産に向けた交配計画の策定 後継牛の確保の計画的な取組のための交配計画の策定に必要な経費</p> <p>イ 後継牛確保対策</p> <p>(ア) 性判別精液の利用促進 後継牛の確保のための乳用牛の性判別精液及び高受胎率性判別精液の利用に必要な経費</p> <p>① 性判別精液 別添 1 - 1 の 2 の (4) の要件を満たすもの</p> <p>② 高受胎率性判別精液 別添 1 - 1 の 2 の (5) の要件を満たすもの</p> <p>なお、①と②の重複での補助は認めない。また、②の補助対象経費は、②のみを使用した場合に限る。</p> <p>(イ) 性判別受精卵の利用推進 後継牛の確保のための乳用牛の性判別受精卵の利用に必要な経費</p> <p>ウ 後継牛生産のための採卵に対する支援 性判別受精卵を生産するための採卵に必要な経費</p> <p>(2) 性判別精液生産機器等の導入 性判別精液生産機器及びその付帯機器を整備するために必要な経費</p> <p>(3) 事業推進 事業を推進するために必要な事業費、旅費等の経費</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>授精する雌牛 1 頭当たり 6 千円を上限とする。</p> <p>授精する雌牛 1 頭当たり 10 千円を上限とする。</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>移植する雌牛 1 頭当たり 100 千円を上限とする。</p> <p>定額</p> <p>雌牛からの採卵 1 回当たり 17 千円を上限とする。</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>

2 繁殖性等向上対策事業	
(1) 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上 牛群管理情報を利活用するための体制整備 牛群管理情報を利活用するためのシステムの整備や実態調査等に必要な経費	定額
(2) 飼養管理技術の高度化 ア 技術力向上のための研修 畜産技術者を養成するための実践的な研修の実施に必要な経費	定額
イ 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援 (ア) 畜産技術の実証・普及 地域の課題を解決できる技術を用いて行う畜産技術の実証・普及を行うために必要な経費	定額
(イ) 繁殖性の向上 血液検査や飼料の成分分析等による受胎率向上を図る取組や早期の妊娠診断等に必要な機械及び装置等の導入による空胎期間の短縮等への取組に必要な経費	1 / 2 以内
(ウ) 子牛の損耗低減対策 血液検査や飼料の成分分析等による損耗率の低減を図る取組や簡易畜舎や哺乳ロボット等を導入し、病気の蔓延等を抑え、損耗率低減を図る取組に必要な経費	1 / 2 以内
(エ) 肥育用雌牛等を用いた増頭対策 肥育用雌牛等に対して受精卵移植技術を利用し和子牛を生産するために必要な経費	1 / 2 以内 移植する雌牛 1 頭当たり 70 千円を上限とする。 雌牛からの採卵 1 回当たり 17 千円を上限とする。
(オ) 事業推進 事業を推進するために必要な事業費、旅費等の経費	定額

<p>3 養豚競争力強化対策事業</p> <p>(1) 飼料利用性の測定機器の導入 純粋種豚の改良のための飼料利用性を測定する機器の導入に必要な経費</p> <p>(2) 肉質の測定機器の導入 純粋種豚の改良のための肉質を測定する機器の導入に必要な経費</p> <p>(3) 飼養衛生管理高度化機器の導入</p> <p>ア 子豚の事故率の低減 子豚の事故率低減に必要となる機器の導入に必要な経費</p> <p>イ 衛生管理の高度化 伝染性疾病のまん延防止に必要となる機器の導入に必要な経費</p> <p>(4) 凍結精液の製造等に必要となる機器の導入 広域的な活用を通じた種豚の能力向上や特徴ある豚肉生産のための凍結精液の製造等に必要となる機器の導入に必要な経費</p> <p>(5) 事業推進 事業を推進するために必要な事業費、旅費等の経費</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>
<p>4 家畜生産性向上対策事業</p> <p>(1) 生産性向上に資するデータの収集 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための生産性に係るデータを収集するために必要な経費</p> <p>(2) 収集したデータの分析、技術指導 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための生産性に係るデータの分析、技術指導に必要な経費</p> <p>(3) 現地講習会の開催 家畜の生産性を向上を図るための現地講習会の開催に必要な経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

別表 2

補助対象経費（共通）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る）	・取得単価が 50 万円以上の機械及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社又は 2 社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議、研修会、講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること ・技術実証主体が試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費	・消耗品は物品受払簿で管理すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・ CD-ROM 等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	
	薬品費	事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費	・薬品は物品受払簿で管理すること
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に費用な人件費	
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金	謝金	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体、取組主体、技術普及主体、技術実証主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	原稿料	マニュアル等の作成に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること

		が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・補助事業従事者 別の出勤簿及び作業日誌を 整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の 50%未満とすること ・事業そのもの、または事業の根幹を成す業務の委託は認めない ・技術実証主体内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る
役務費		事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	・技術実証主体が試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらった場合の費用を含む。
雑 役 務 費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

2 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- (1) 本事業で得られた機械や成果物を有償で配布した場合
- (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別表 3

補助対象経費（取組主体等別）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

1 酪農経営改善対策事業

費目	細目	内容	備考
事業費	性判別精液及び高受胎率性判別精液導入費、受精卵導入費	性判別精液及び高受胎率性判別精液の導入に必要な精液購入費、人工授精技術にかかる経費、性判別受精卵の購入費、受精卵移植技術に係る経費	
	採卵経費	採卵に係る投薬費、採卵技術に係る経費	
	性判別精液生産機器導入費	性判別精液を生産するために必要な機器等の導入費用	・取得単価が 50 万円以上の機械及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社又は 2 社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること

2 繁殖性等向上対策事業

費目	細目	内容	備考
事業費	繁殖性向上機器整備費	事業を実施するために直接必要な繁殖性向上に資する機器等の整備費用	・取得単価が 50 万円以上の機械及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社又は 2 社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること

研修会等開催費	研修会等を開催するために必要な研修器具資材費、研修に使用する家畜の借上経費	
損耗低減等機器整備費	子牛の損耗低減等のために必要な機械及び装置等の導入に必要な費用	・取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
簡易畜舎等整備費	妊娠牛や初生牛等を飼養管理するために必要な簡易な畜舎等の整備費	・取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
受精卵導入費	肥育用雌牛等に移植するための和牛受精卵の購入費、受精卵移植技術に係る経費	
採卵経費	肥育用雌牛等に移植するための採卵に係る投薬費、採卵技術に係る経費	

3 養豚競争力強化対策事業

費目	細目	内容	備考
事業費	飼料利用性測定機器導入費	種豚の改良に必要な飼料利用性を測定する機器の導入費用	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	肉質測定機器導入費	種豚の改良に必要な肉質を測定する機器の導入費用	
	飼養衛生管理高度化機器導入費	種豚の改良に必要な飼養管理又は豚の衛生管理を高度化するための機器の導入費用	
	凍結精液の製造等に必要な機器の導入費	種豚能力の向上や特徴ある豚肉生産のための凍結精液の製造等に必要な機器の導入費用	

上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- (1) 本事業で得られた機械や成果物を有償で配布した場合
- (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

基金管理団体の長 殿

所在地
団体名
代表者

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業実施計画及び事業実施要領
(変更)承認申請について

令和〇〇年度において、畜産・酪農生産力強化対策事業(※〇〇〇〇〇)を実施したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙7の第5の1の(1)(第5の1の(6))に基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請します。

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇には実施要領第1の事業の種類を記入すること。
2 関係書類として該当事業の別記様式第1号-共通、別記様式第1号-1~6及び事業実施要領を添付すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 基金管理団体が自ら行う事業については、農林水産省畜産局長宛とすること。
5 第5の1の(2)により、畜産局長に提出する場合には、農林水産省畜産局長宛とすること。

別記様式第1号－共通

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の実施方針

--

(注) 本欄には、事業実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。ただし、別添1－3の事業においては、事業実施主体が自ら取組を行う場合は上記の取組主体に関する記載は不要とする。

4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、事業実施主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

別記様式第1号-1

5 事業の内容

(1) 酪農の計画的な経営改善

ア 後継牛生産の計画策定計画（又は実績）

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

イ 後継牛確保対策計画

(ア) 性判別精液及び高受胎率性判別精液利用推進計画（又は実績）

内容	精液本数	補助率	事業費	補助金	備考

(イ) 性判別受精卵利用推進計画（又は実績）

内容	受精卵個数	補助率	事業費	補助金	備考

ウ 採卵計画（又は実績）

内容	採卵回数	補助率	事業費	補助金	備考

(2) 性判別精液生産機器導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 導入する機器ごとに記載すること

6 その他の添付資料（任意）

別記様式第1号-2

5 事業の内容

(1) 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上

ア 牛群管理情報を利活用するための体制整備計画

(ア) 牛群管理情報利活用体制整備検討会や意見交換会の開催計画（又は実績）

内容	参集範囲	回数	補助率	事業費	補助金	備考

(イ) 新技術を活用した牛群管理の実態調査計画（又は実績）

内容	方法	調査数	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 実績報告書の提出時には、作成した実態調査の報告書を添付すること。

6 その他の添付資料（任意）

別記様式第1号-3

5 事業の内容

(2) 飼養管理技術の高度化

ア 技術力向上のための研修

(ア) 研修会開催計画 (又は実績)

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料 (任意)

別記様式第1号-4

5 事業の内容

(2) 飼養管理技術の高度化

イ 効率的な生産体系の確立に向けた技術支援

(ア) 畜産技術の実証・普及計画 (又は実績)

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

※ ((2) のアを受講予定の技術者又は (2) のアにより養成された技術者に相当する技術を有する畜産技術者については、以下に定める様式に概要を記載すること。)
(受講予定の畜産技術者)

①	技術者の性別、年齢、 受講予定の技術				
---	-----------------------	--	--	--	--

((2) のアにより養成された技術者に相当する技術を有する畜産技術者)

①	技術者の性別、年齢、 地域における継続的に普及・実証が行われる期間の見込み				
②	技術者の地域における活動の実績				
③	技術者の表彰歴・所有資格等				

(イ) 繁殖性の向上計画 (又は実績)

内容	個数	補助率	事業費	補助金	備考

(ウ) 子牛の損耗低減対策計画 (又は実績)

内容	個数	補助率	事業費	補助金	備考

(エ) 肥育用雌牛等を用いた増頭対策計画（又は実績）

内容	個数	補助率	事業費	補助金	備考

(オ) 事業推進計画（又は実績）

内容	補助率	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料（任意）

別記様式第1号－5

5 事業の内容

(1) 養豚競争力強化対策

ア 飼料利用性の測定機器の導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

イ 肉質の測定機器の導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 子豚の事故率の低減、衛生管理の高度化の取組を区分して記載すること。

ウ 飼養衛生管理高度化機器の導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

エ 凍結精液の製造等に必要の機器の導入計画（又は実績）

内容	数量	補助率	事業費	補助金	備考

(注) 導入する機器ごとに記載すること。

6 その他の添付資料

(1) 事業実施主体が自ら事業を実施する場合にあっては、第5の1の(9)の取組計画

(2) その他の資料（任意）

別記様式第1号-6

5 事業の内容

(1) 家畜生産性向上対策

ア 家畜の生産性に係るデータの収集計画（又は実績）

内容	地区数	補助率	事業費	補助金	備考

イ 家畜の生産性の向上のためのデータ分析、技術指導計画（又は実績）

内容	地区数	補助率	事業費	補助金	備考

ウ 現地講習会の実施計画（又は実績）

内容	地区数	補助率	事業費	補助金	備考

6 その他の添付資料（任意）

別記様式第2号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業成果報告書
(※〇〇〇〇〇〇)

番 号
年 月 日

(事業実施主体) 殿

所在地
団体名
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業等実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙7の第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。
2 取組計画書、技術普及計画又は技術実証計画書の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第3号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業成果報告書
(※〇〇〇〇〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿
基金管理団体の長 殿

所在地
団体名
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙7の第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。
2 事業計画書の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第4号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業実績報告書
(※〇〇〇〇〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙7の第7の3の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。
2 事業計画書の様式に準じ、事業実施期間の実績を記入すること。

別記様式第5号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業効果評価書
(※〇〇〇〇〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙7の第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の成果

- (注) 1 ※〇〇〇〇〇〇は事業の種類を記入すること。
2 別記様式第5号一別添を添付すること。

別記様式第5号－別添

1 基本情報

(単位：千円)

都道府県名	市町村名	取組主体、技術普及主体 又は事業実施主体名	事業費	補助金	備考

2 成果の概要

成果目標の具体的な内容	成果目標	
	計画策定時 (●年度末)	成果実績 (●年度末)
成果の検証方法（直近値及び成果の算出方法）		

(注) 取組計画又は技術実証計画から転記すること。

3 現状及び成果

効果	現状及び成果実績		備考
	計画策定時 (●年度末)	目標年度 (●年度末)	

4 成果の変動要因の考察及び今後の対応方針

(1) 変動要因の考察

(2) 今後の対応方針

5 その他

(注) 特記すべき事項があれば記載すること。

6 添付資料 (任意)

別記様式第6号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業成果の評価報告書
(家畜生産性向上対策)

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成27年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙7の第8の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の成果

(注) 別記様式第6号一別添を添付すること。

別記様式第6号－別添

1 基本情報

(単位：千円)

事業実施年度	事業実施主体名	事業費	補助金	備考

2 成果目標の概要

成果目標の具体的な内容	成果目標（目標年度）
成果の検証方法（効果設定値の算出方法）	

(注) 事業実施計画から転記すること。

3 現状及び成果

効果	現状及び成果実績		備考
	計画策定時 (●年度末)	目標年度 (●年度末)	

4 成果の変動要因の考察及び今後の対応方針

(1) 変動要因の考察

(2) 今後の対応方針

5 その他

(注) 特記すべき事項があれば記載すること。

6 添付資料 (任意)